

津軽地方の「屏風山」と野呂武左衛門

萱場 真仁

はじめに

一 「屏風山」の植林と野呂家

(一) 野呂家の出自

(1) 野呂家による「屏風山」植林の展開

二 「屏風山」の荒廃・復興と野呂武左衛門

(一) 近世後期の飢饉と「屏風山」

(2) 漆方取扱による「屏風山」増殖の建議

(3) 野呂武左衛門の登場

三 明治期の「屏風山」と野呂武左衛門

(一) 見継役への復帰願

(2) 官林払い下げへの抵抗

おわりに

はじめに

平成二十三年（二〇一一）三月の東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波の発生以来、東北地方の沿岸部に広がる海岸林（防風林・防砂林・防潮林など）に注目が集まっている。これら海岸林の植栽が本格的に進められたのは一七世紀半ば以降のことであり、同時期に展開する新田開発や、内陸部における森林資源の減少と関連づけて、海岸林造成の背景を解明しようとす
る研究が近年進められている。⁽¹⁾

筆者が検討対象としている弘前藩においても、一七世紀後半から「屏風山」と呼ばれる海岸林が造成された。「屏風山」は、津軽半島西岸にある七里長浜に沿って十三湖に至る南北約三〇キロメートル、東西約三～五キロメートルの大砂丘地に植栽された防風・防砂林で、今なおその姿を残している（図1参照）。

この津軽地方の「屏風山」に関する研究は、古くは白河太郎氏⁽³⁾や遠藤安

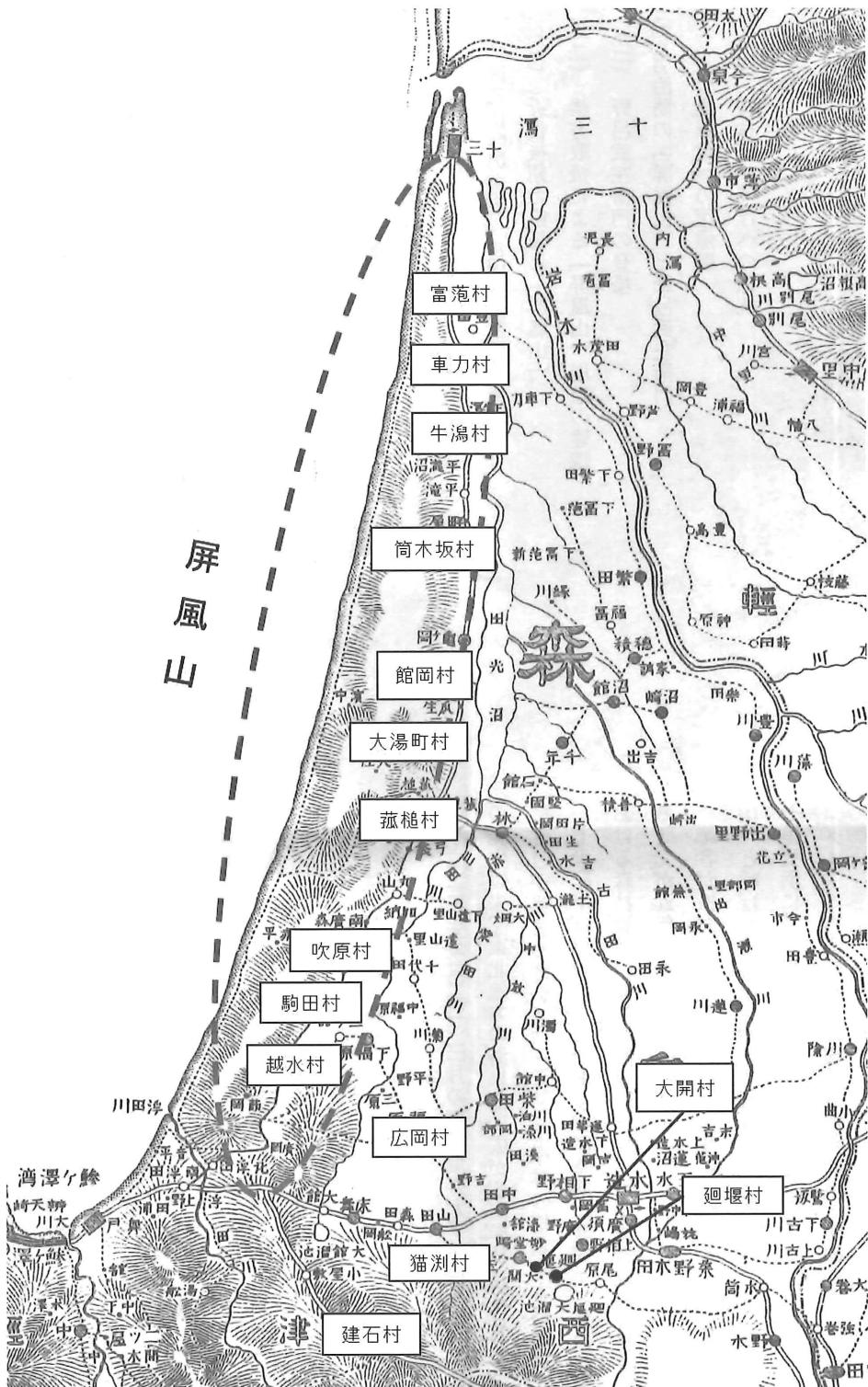


図1 「屏風山」周辺地図

「青森県全図」(下中邦彦編『日本歴史地名大系二 青森県の地名』平凡社、一九八二年)をもとに作成。破線部で示した部分に現在「屏風山」と呼ばれる海岸林が広がっている。なお、本文で登場する主な村名と位置についてもそれぞれ示している。このうち、廻堰村は藤代組、大開村は広須組、建石村は高杉組に属し、それ以外の村は享保一二年(一七二七)に木作新田に属した。

太郎氏⁽⁴⁾によつて、全国の山林制度や近世期に造成された海岸林を説明するなかで紹介されてきた。特に遠藤氏の研究は、「屏風山」の成立から植林の経緯までを大糸的に扱つた先駆的なものとして注目できる。

その後、「屏風山」に関する研究は、主として植林を担当してきた野呂家による植林過程の分析と、官林・国有林開発までの過程を解明することの二つを目的として展開してきた。

野呂家による植林の過程を明らかにした研究としては、佐藤公知氏⁽⁵⁾や菅井睦生氏⁽⁶⁾らの研究が挙げられる。なかでも菅井氏の研究は、野呂家の由緒書をもとに代々の植林の経緯を明らかにした研究であり、「屏風山」が地域にとっていかに重要であったかを論じている。

一方、官林・国有林開発に関する研究としては、松原邦明氏⁽⁷⁾や立石友男氏⁽⁸⁾らの研究がある。「屏風山」は近代に入つてから大部分が官林・国有林に編入され、地元民（旧藩領民）の利用は制限されてきた。戦後に入つてから、これら国有林は地元民へと払い下げられ、県の主導で開田・開畠が計画されるようになる。両氏の研究は、明治期の官林に関する諸政策や、国有林行政に対する地元民の対応を追及し、「屏風山」内の官林・国有林が地元民へ払い下げられ、開発されるまでの過程を明らかにしたものである。特に立石氏は、地元民が「藩制時代からの歴史的な重みに幻惑され、現在の森林を保存しようとする信仰的な考え方」を持っていたと論じるなど、戦後になつても「屏風山」周辺地域の開発が進まなかつたことに対してかなり否定的な見解を示している。

これ以外にも、「屏風山」内における伐木取り締まりに関する研究もあるが、従来の「屏風山」に関する研究動向は、概ね先に示した二つに大別することができる。

筆者は菅井氏らと同様に、「屏風山」が周辺地域にとつて重要な存在であり、それ故現在に至るまでその姿を残してきたと考えている。本稿ではそれをより実証するために、代々「屏風山」の植林を担つてきた野呂家九代目当主であつた野呂武左衛門（天保七年（一八三六）～明治三五年（一九〇二））に注目する。

「屏風山」は近世後期に荒廃が顕著となり、幕末に入つてから藩によって復興計画が立てられた。野呂武左衛門はこの時から植林を担うようになり、以後、明治に入つてからも植林を継続している。この功労により、明治十五年（一八八二）二月に東京の上野公園で開催された山林共進会において、山林の繁殖に力を尽くした人物の一人として二等賞を受賞したのである。⁽¹⁰⁾

これまでの研究において、野呂武左衛門は近世期における同家の植林過程を扱うなかで検討されてきたが、彼が「屏風山」をどのように捉え、行動してきたのかは十分に解明されてきたとは言い難い。⁽¹¹⁾

以上のことから、本稿では植林に従事してきた野呂武左衛門が「屏風山」をいかなる存在として認識し、活動してきたのかを、明治期まで視野を広げて考察することを目的とする。

なお、史料引用に際しては読点を打ち、旧字体は新字体に改めた。史料中の傍線や記号も筆者による註記である。

一 「屏風山」の植林と野呂家

（一） 野呂家の出自

究会、一九三六年)所収の史料を用いながら、野呂家の出自について確認していく。なお、本稿において前掲の遠藤氏文献所収史料を引用する際は、以下註で『資料』と略記して典拠を示すこととする。

野呂家による「屏風山」への植林は、三代目野呂理左衛門の代にあたる天和三年(一六八三)からとされており、それ以前の初代・二代目については、よく分かつてない。

この点に関して菅井睦生氏は、野呂家の初代は太左衛門という人物で、元来百姓であつたと指摘している。その後、二代目武左衛門が、「小知行派立」⁽¹²⁾で取り立てられた一人として広須新田人寄役を勤めたとしている。⁽¹³⁾なお、人寄役とは開発に必要となる人足を集めることを命じられた土着の者たちで、「開高ニ応知行被下置」⁽¹⁴⁾れ士分となつた。

弘前藩では寛文年間に入ると、津軽半島北部や岩木川下流域の広大な湿地帯の新田開発に着手した。⁽¹⁵⁾「屏風山」の内側に広がる広須・木作新田もこの時に開発が進められており、弘前藩の編年史である「封内事実秘苑卷第六 信政公之三」にも、寛文二年(一六七二)以後、これまで新田開発が進んでいた一三七ヵ所に加え、広須・木作新田地域の開発も進んだため、「古田村々江も米錢御手当被下、家居被下、開發人も多移候由」とある。

これらを踏まえると、野呂家は元来百姓の家であつたが、寛文年間に広須新田開発の際に人寄役として二代目武左衛門が藩に取り立てられ、以後同地域の開発や普請に従事するようになつたと考えられる。

三代目野呂理左衛門は、延宝七年(一六七九)七月に親の跡を継ぎ、「知行高五拾石二面、広須新田所々御普請奉行并御立山諸木取扱被仰付」⁽¹⁷⁾た人物であった。彼は天和二年八月一六日に広須新田の溜池や用水堰、さらにそれらへ懸ける橋などの普請を藩から命じられている。加えて、理左衛門は

「御立山諸木取扱」を言い渡されており、以後歴代当主は広須・木作新田地域への植林にも従事していくこととなつた。

「屏風山」の植林が進められる以前、広須・木作新田一帯は日本海から吹きつける偏西風によつて海岸の砂が大量に舞い上がつたため、周辺の村々は大きな被害を受けていた。⁽¹⁸⁾そのため、藩はこの問題に対処するためには、同地域の開発を担つていた野呂理左衛門らに植林を行つよう命じたのである。

こうして、理左衛門は天和三年から広須・木作新田の植林に従事していった。次節では、理左衛門以下野呂家代々による植林を見ていただきたい。

(二) 野呂家による「屏風山」植林の展開

三代目野呂理左衛門は、同じく広須・木作新田の開発を進めていた人寄役の工藤弥兵衛・平沢定右衛門とともに、天和三年から貞享二年(一六八五)にかけて大開村から菰趙村までの九つの山々へマツ・スギを植林し、合計三万一千三百六本の植え付けに成功した。また、貞享三年から元禄元年(一六八八)までに春日山・常磐山・大溜池山崎と呼ばれる山々へ、マツを約一二六〇本植え付けている。以後、理左衛門たちによる植林は元禄末年まで続けられ、天和年中から元禄一六年までに彼らが植え付けた諸木の本数は、計六十九万三千七六本であった。⁽¹⁹⁾

四代目野呂理太夫は、享保二年(一七二七)から元文二年(一七三七)まで、工藤安右衛門とともに富范村から越水村の間の一六の山々へ諸木を計一六万本植え付けた。⁽²⁰⁾これ以後も理太夫は植林を続け、元文三年から延享元年(一七四四)までに、駒田・吹原村から富范村領に至る諸山へ計

三万八九五五本のカシワやヤナギを植林した。さらに、延享二年から宝暦三年（一七五三）まで、大湯町村から館岡村の間に計一万三九〇〇本の小松・カバなどを植え付けている。⁽²¹⁾なお図1で示した地図を見ると、三代目理左衛門から四代目理太夫に至るまで、植林の範囲が次第に北上していることが分かる。

五代目野呂弥右衛門は、宝暦二年に大湯町村から館岡村までの間に三三四〇本の小松・カシワなどを植え付け、翌三年には大湯町村へマツ・雑木を植え付けた。⁽²²⁾

このように、広須・木作新田への植林は、概ね三代目野呂理左衛門から五代目野呂弥右衛門までの七〇年の間に行われた。彼らの植林によつて造成された山々は、海から吹き付ける風や飛砂から人々を守るようになり、海岸に沿つて屏風を張り巡らしたかのように見えることから、次第に「屏風山」と総称されるようになったのである。⁽²³⁾

しかし、弘前藩の宝暦改革の影響により、山林の管理が山下の村々へ移されるようになると、五代目野呂弥右衛門を最後に、野呂家による植林は幕末まで見られなくなってしまう。以後、「屏風山」の仕立（植林あるいは樹木の育成）や見繼（保護・管理）は地元の村々によつて担われるようになつた。

このことは、近世後期の「屏風山」についての情報を記した帳面に、「村中仕立⁽²⁵⁾」や「村中申合せ植付候⁽²⁶⁾」などの文言が見られることや、「屏風山」内における盗伐や野火の発生を取り締まる屏風山見繼役が、村から選出されれるようになる⁽²⁷⁾ことからも窺える。屏風山見繼役は少なくとも文化期からその存在が確認でき、天保期から安政期に至るまでは広須・木作新田に属す村々の庄屋・百姓・漆守などから、恒常に四名ずつ選定された。⁽²⁸⁾

こうして、野呂家によつて近世前期から中期にかけて造成された「屏風山」は、次第に村々による仕立や見繼へと移行していく。その結果、近世後期に入つてから「屏風山」では様々な問題が現出するようになる。藩はこれらの問題に対処するため、幕末に復興計画を立てるが、そこへ九代目野呂武左衛門が関与していくこととなる。

二 「屏風山」の荒廃・復興と野呂武左衛門

（二）近世後期の飢饉と「屏風山」

近世後期の弘前藩では度々凶作や飢饉に見舞われ、同藩では「御救山」制度を敷いていたこともあり、領内の山林の荒廃が目立つようになつていった。なお「御救山」とは、飢饉などの際、藩が領民を救済するため、本来伐木が禁止されている留山などから立木の伐採を許可し、生計を立てるために開放した山林のことを指す。⁽²⁹⁾

「屏風山」もその例外ではなく、天明三年（一七八三）に発生した飢饉においては、「惣山伐尽」となつた場所や「御救山」として下されたために廢山となつた場所が多く見られるようになる。⁽³⁰⁾

また、文化一〇年（一八一三）の凶作時には、木作新田の車力村・館岡村・大湯町村の者たちが生活に行き詰まり盜伐してしまつたため、翌年九月二十五日には村役や見繼役たちに対して過料錢の上納や戸メ三〇日が言い渡されている。⁽³¹⁾

に開放するが、「屏風山」などからの伐木は禁止していた。⁽³²⁾ それにも拘わらず、困窮した百姓たちによつて「屏風山」から盗伐がなされ、藩はその対応に追われる事となる。以下、その事例として、牛潟・車力・富范三カ村による盗伐と、藩による対応を具体的に見ていただきたい。

天保一一年（一八四〇）一二月二四日、牛潟・車力・富范三カ村の者たちが「屏風山」からカシワ・ナラなど計六七八一本を盗伐、さらに山内にて隕炭焼を行つたことが判明した。⁽³³⁾ 藩は過料錢の上納を各村に言い渡したが、三カ村は「極窮之村所、逆茂上納之手段無^ミ」という状態で、代官たちからの願い出もあり、天保一四年には「格外之御沙汰」として過料錢上納の代わりに過料木の植え付けが言い渡された。⁽³⁴⁾

この過料木の植え付けは、牛潟村に二二万本、車力村に二三万八二〇〇本、富范村に二四万九二〇〇本、計七〇万八一〇〇本の雜木を割り当て、それを一五年かけて植林させるというものであった。各村はこれに基づき一年毎の本数を定め、実際に植林を行つていくようになる。

しかし、三カ村による過料木の植え付けが思うように進んでいなかつたことが、嘉永七年（一八五四）閏七月に判明した。牛潟村では、一年につき一万四五〇〇本ずつ、それを五年一区切りとして植林を行おうとしていたが、植え付けを行つた場所は時期が悪く枯木ばかりとなつてしまい、木苗も不足していた。また、その後松種を蒔き付けたものの、「地力不足」のため思うように生育しなかつたという。

当時牛潟村の庄屋だった惣吉は、秋にもう一度松種を蒔き付け、さらに翌年から七年のうちに残りの分も植え付けるので、年季延をして欲しいと願い出ている。⁽³⁵⁾ 富范村も牛潟村とほぼ同じ理由から年季延の願い出を行つてゐるが、車力村は廃田開発と重なつたために植林ができなかつたとして

いる。⁽³⁶⁾ いずれにせよ、三カ村による植林が成功することなく年限の一五年が経とうとしていたことが、これらの事例から明らかである。

なお、翌年以降七年のうちに残りの分の植林を約束した三カ村であつたが、安政四年（一八五七）になつても藩に対して何の音沙汰も無かつたため、藩から山方の役人たちが派遣され、植付本数などの調査に乗り出していく。⁽³⁷⁾

このように、近世後期になると「屏風山」では凶作・飢饉に端を発する盗伐が繰り返され、特に天保飢饉の際には、「御救山」としての利用が許されていなかつたにも拘わらず、村の者たちによる伐荒が顕著となつてしまつた。藩および村々は、凶作・飢饉による荒廃から「屏風山」を立て直そうとするが、復興を進めるなかで別の問題が浮上するようになる。

（二）漆方取扱による「屏風山」増殖の建議

嘉永期の弘前藩では「御国益」として漆木の増殖が指向されるようになつた。嘉永五年正月には郡奉行の後藤門之丞が漆方御用懸に任命され、領内全域の空地を対象として希望者を募り、漆木九〇〇万本を植栽させようとする計画が立てられた。⁽³⁸⁾ これに基づき、漆方取扱の三上才八・山田左四郎の二名は廻郷調査を実施し、翌年の一一月に両名は漆木の山地植栽奨励を提言していった。⁽³⁹⁾

この両名によつて、「屏風山」に関する問題が嘉永七年七月に指摘されたのである。以下に示すのは、「屏風山」に関する二人の意見書の抜粋である。⁽⁴⁰⁾

a 御内意

鰯ヶ沢街道建石村辺々木造新田六ヶ村通筒木坂村まで之間、屏風山之内諸木生立無之、海嵐吹通之場所漆仕立ニ割渡銘々持分相定、風除諸木植付致せ、春立野火入并伐荒等之御締相立候ハ、屏風山御仕立不被仰付漆仕立名目ニ而自然屏風山御仕立ニ相成可申見込ニ付、先頃御内意申上私共罷下候、筒木坂々鰯ヶ沢街道建石村迄、夫々浮田境其外大館床前山田猫渕より大開妙堂崎廻堰迄間、新古屏風山ならひ仕立見繼山迄見分仕候處、當時仕立山ニ相成居候場處与見比候得者、高シ通屏風山之義ハ名目而已ニ而何連も草野同様ニ御座候、低地之場ニハ所々松杉仕立も候得共、少分ニ而風除ニ相成不申候様相見得候、其上所ニ寄諸木一切無之海岸今内郷迄真吹通之場所殊之外多広太之長丁場故、漆仕立割度候而も中々以下々自分手先計ニ而ハ、逆も高シ通江風隙ニ相成候程仕立候義相成不申候様相見得申候、元來是迄六ヶ村辺仕立山之趣意相考候得者、植付諸木盛木隨ニいたし、只管低地通計撰仕立方致し候様子ニ相見得申候、(中略)尤木造広須両組ハ勿論、金木飯詰広田辺組々迄海嵐吹通之為不年作物相損候義ニ而、屏風山御仕立之儀相望居候へ共、不容易下々ニ而右役所々不風止事其俗打過罷有候よし、且村々各數度屏風山御仕立之儀被仰付候与相見得村々ニ而新仕立屏風山抔与申唱居候處も御座候得共、兎角低シ通江計相仕立候而高シ通りハ年々刈取候ニ付草野ニ相成居候、(中略)建石村々筒木坂迄大数五里余廻堰々広岡迄之間壹里余之見込ニ御座候間、何れ場所御見分之上右十三道日当ニ風除松木植付方可被仰付候哉、左候ハ、右々内ハ下々江漆仕立ニ割度之上仕立方被仰付候得ハ、格別之御物入無御座候而も両様共成就可相成様奉存候、

津軽地方の「屏風山」と野呂武左衛門

三上・山田の二人は、当初、建石村から筒木坂村の間の「屏風山」に諸木が生育していないため、それらを「漆仕立」の場所として村々の者へ割り渡し、諸木を植え付けて管理を徹底させれば、「屏風山」の仕立を行えるという見込みを持っていた(傍線部a)。ところが実際に見分をしたところ、高所は草地同様になつており、低地にマツ・スギが植えられていたもの、数が少なく風除けになるほどのものではなかつたとしている(傍線部b)。さらに、場所によつては諸木が一切無く、風が直接内陸へ届く場所が広大で、「漆仕立」を割り当てたとしても、風除けになるほどの仕立は見込めないという認識を示した(傍線部c)。

傍線部eのように、当時の「屏風山」は風除の機能が果たせず、広須・木作新田のみならず、金木・飯詰・広田組など周辺の村々も被害を受けていた。三上・山田はその原因を、傍線部d・fの「只管低地通計撰仕立」や「兎角低シ通江計相仕立」という文言に示されるように、村々による植林が低地にばかり集中しているためであるとしている。

なお、この意見書と共に図式が二枚提出されている(図2・3)。そのうちの一枚(図2)は砂丘の断面を描いた図であり、これを見ると、村近くの低地ばかりに植林がなされ、高地に植えられた一本は海から吹き付ける風に押し倒されてしまったとある。

二人は図3の建石村から筒木坂村までの五里余、廻堰村から広岡村までの一里余を見分のうえ、当該地へマツの植林を行いたい旨を郡奉行の後藤門之丞へと上申した。後藤はこれを受け、同年七月二三日に山奉行に対して「海岸防」のための「屏風山」仕立増を申達し、一二月一七日には仕立増の許可が正式に下された。⁽⁴⁾

同時期には岩木川河口に位置する十三町においても街道並木の整備が藩

西

山横見定
仕立方大方
仕様之図

但村方濱山辺
大都毫里余之處ニ而如此御座候、

此邊ニ当リ古十三道御座候、

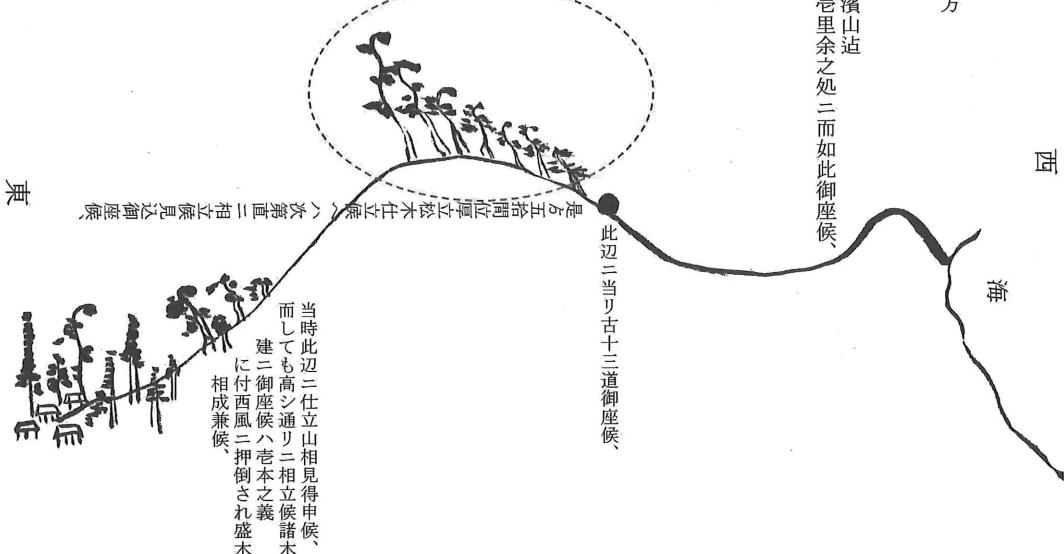


図2 嘉永七年七月 「山横見定仕立方大方仕様之図」

「山方御用留」(弘前市立弘前図書館所蔵)所収の図をもとに作成。なお、破線で囲った箇所は、原史料では増殖を行う箇所として朱筆で書かれている。

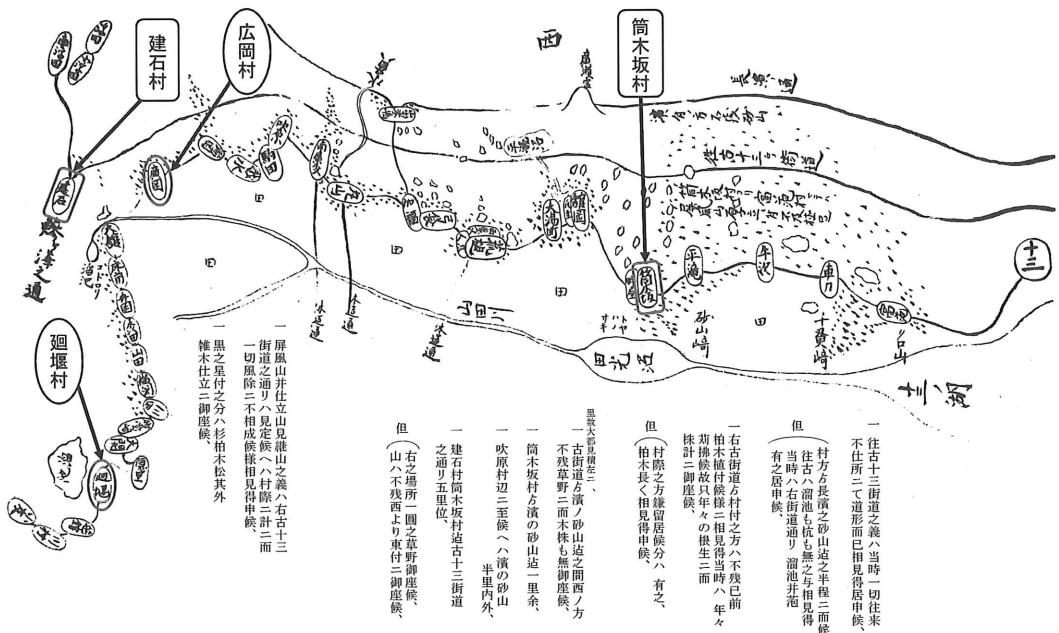


図3 嘉永七年七月 三上才八・山田左四郎の「屏風山」仕立絵図

「山方御用留」(弘前市立弘前図書館所蔵)所収の図をもとに作成。なお、廻堰村と広岡村、建石村と筒木坂村の位置についてもそれぞれ示した。

によつて計画されたが、「東西之風烈々、汐霧吹ちらし」たため砂地が多くなり、植林が難航したと⁽⁴²⁾いう。こうした点からも、当時の「屏風山」は防風機能が充分に發揮されていなかつたことが分かる。それは、三上・山田の二名が指摘するように、村々による仕立が低地ばかりに集中し、海からの風に耐え得るような形で行われていなかつたためであつた。

前節で示した通り、この時期は飢饉・凶作による荒廃から復興を進めており、藩や村々はその対応に追われていた。加えて、三上・山田の二人によつて「屏風山」の問題がここで指摘され、藩は本格的な復興へ着手することとなつた。

(三) 野呂武左衛門の登場

三上才八と山田左四郎の建議に基づき「屏風山」の復興が進められていつた。この時植林を命じられたのが、野呂武左衛門の父喜太郎であり、武左衛門は父の跡を継ぐ形で植林に関わるようになる。

野呂喜太郎は天保六年三月に館岡村庄屋となり、同一四年三月には漆守を命じられた人物である。⁽⁴³⁾彼は三上・山田の建議が出された翌年の安政二年二月に、「猫渕村領より富苞村領十二境迄、九里十八丁ノ場屏風山松木仕立増」⁽⁴⁴⁾を森田村の原田忠吉とともに言い渡された。

彼らがこの時植林したマツの本数や場所などを記した「木造新田猫渕村領分富苞村領十三境迄松木植越并種蒔付調帳」⁽⁴⁵⁾(以下、「調帳」と表記)によれば、二人が猫渕村領から富苞村領までの間に植え付けたマツの本数は文久元年(一八六二)八月までに計二十四万二八四〇本、翌年三月までに計五一萬一一〇〇本だった。

文久三年に喜太郎が死去すると、子の武左衛門がその跡を継いだ。武左衛門は翌年から原田忠吉とともに植林に携わり、さらに慶応二年(一八六六)三月には、増田嘉右衛門を加えた三名でマツの植林を担つていつた。

「調帳」には、彼らが猫渕村領から富苞村領の間へ慶応元年三月までに計二二万八一七〇本、同二年三月までに一二二万三二八〇本、同三年三月までに五万一五〇〇本のマツを植え付けたとある。さらに、慶応三年一〇月には、野呂武左衛門たち三名は新松仕立見継役という役を藩から命じられる。以後、彼らは増殖と見継双方を担うようになつた。

藩はこの時なぜ父喜太郎や武左衛門に「屏風山」の増殖や見継を命じたのだろうか。その理由を、以下に示す史料から考えてみたい。⁽⁴⁶⁾

[史料二] 覚

木作新田森田村御目見郷士々手代

屏風山新松仕立見継役兼

原田忠吉

同組館岡村漆役

屏風山新松仕立見継役兼

野呂武左衛門

同組小中野村

屏風山新松仕立見継役

増田嘉右衛門

右之者共義、去ル安政元寅年々木作新田屏風山新松仕立取立增之節、松種蒔付并仕立方共見繼方被仰付候處、格別打込精勤之上自分物入以松種蒔付候分も不少、追々植伐等時節取失ひ不申処々此節三至

同組猫渕村領の筒木坂村迄既三七里余之の場所夥敷仕立増ニ相成、田畠風除ハ勿論、御国益ニ相成候義偏ニ同人共抜群骨折精勤之處与御座候間、金木赤石両組海岸通風除松木此節仕立増中ニ付、右龜鑑ニも相成候ハ、後々為励合屏風山見継役御振合を以、御時合柄ニ者御座候へ共、格段之御沙汰を以拾石ツ、御免引被下置候て、屏風山新松仕立見継役被仰付被下置度奉願候、右之趣宜御沙汰奉仰候、以上、

九月廿一日

小山内清之丞

山形平八

小 藏人様

〔史料二〕は、慶応三年に新松仕立見継役を任じられるにあたつて郡奉行から山奉行に宛てて出された願い出である。〔史料二〕傍縁部には「自分物入を以松種蒔付」とあるように、自費を以てマツの植林を行つていたことが分かる。また、「植伐等時節取失ひ不申」の文言は、彼らが植林に関する知識を持つていたことを窺わせる。

さらに、武左衛門とともにマツの植林を言い渡された増田嘉右衛門は元来百姓であったが、村々による仕立増が進められるなか、これまでの見継役だけでは取り締まりに限界があるため、代官や漆方取扱からの願い出により、慶応元年閏五月に「増見継」を命じられた人物である。⁽⁴⁴⁾

以上のことから、藩は植林に関する知識を備えていた彼らに増殖と見継双方を担わせることによって、「屏風山」に関する問題を一举に解決しようとしたのである。特に喜太郎や武左衛門は、彼らの先祖が近世前期から植林に携わっていた経緯もあり、抜擢されたと推察される。

〔史料二〕によれば、野呂武左衛門ら三名が猫渕村から筒木坂村に至るまでの場所に仕立増を実施したところ、「田畠風除ハ勿論御国益ニ相成候」

ほどの植林に成功したとある。加えて、金木・赤石両組の海岸沿いにまで仕立を継続していることから、郡奉行は彼らを後代の模範となる者たちであるとして、これまでの見継役とは別に「屏風山新松仕立見継役」に命じたいと願い出ているのである。このことは一〇月一八日に山奉行へと伝えられ、野呂武左衛門・原田忠吉・増田嘉右衛門の三名は正式に新松仕立見継役を言い渡された。

以後、三名による「屏風山」増殖は続けられ、明治元年（一八六八）四月までに猫渕村領から富范村領へ計七万八〇八〇本、同二年三月までに床舞村領から富范村領へ計五万九九四〇本、館岡・筒木坂両村へ計三万九九〇〇本、同三年四月までに計一万一七五〇本のマツを植え付けたと「調帳」には記録されている。

以上、近世後期から幕末にかけての「屏風山」を通観してみると、近世後期の「屏風山」では凶作・飢饉による荒廃と、村々による仕立・見継の限界という二つの問題が生じていた。これら問題の発生により、幕末になると藩によつて本格的な復興が志向されるようになる。こうした状況下で登用されたのが、植林の知識を持つていた人物であり、野呂武左衛門はその一人だったと言えよう。

彼は原田忠吉・増田嘉右衛門と共に明治に入つてからも植林を続け、「屏風山」を復興させることに成功した。「はじめに」でも述べた通り、明治一五年の山林共進会で彼が二等賞を受賞したのは、この「屏風山」の増殖によるところが大きい。

しかし明治期に入つてからの野呂武左衛門は、「屏風山」への植林以外にも、県令や郡長に様々な請願をしており、これらを見ると、彼が「屏風山」をどのように認識していたのかが分かる。

次章では、野呂武左衛門と近代以降の「屏風山」との関わり、さらには「屏風山」に対する彼の認識を、当時の山林をめぐる動きと関連させながら述べていきたい。

三 明治期の「屏風山」と野呂武左衛門

(一) 見縁役への復帰願

明治四年（一八七一）の廢藩置県により、旧弘前藩においても地方制度が大きく変わった。同年発布の戸籍法に基づき、翌年三月から戸籍編成作業が開始された。政府は四月に太政官布告第一一七号を出し、旧来の村役人を廃して戸長・副戸長に一切の事務を引き継がせた。⁽⁵⁰⁾

村役の廃止に伴い、野呂武左衛門は明治五年に新松仕立見縁役を解職されている。しかし明治六年、武左衛門は再び「屏風山」の見縁役を命じられたといと青森県権令菱田重禧に願い出た。以下に示すのは、それに関する野呂武左衛門の願書である。⁽⁵¹⁾

〔史料三〕

元広須木造両組ノ儀ハ、元來之惡地殊ニ西海岸近ク潮風吹通シ田畠作毛ノ障有之組処ニ付、貞享以来公費ヲ以屏風山ト名付、上ミ大開村ヨリ下モ富泡村十三境迄雜木仕立方被仰付、見縁役并村々ニ至候テハ大郷二人小郷ハ一人宛々山守被差立候得共、一円之仕立方御行届不被為有薄立方至仕立切レノ場所モ有之ニ付、屏風山西野合之内ニ安政二年ヨリ旧藩ニテ別段ノ御物入ヲ以、猫渕村ヨリ富泡村迄九里程ノ場所

レノ場所私共申合自費ヲ以仕立増仕候、然ルニ拾八ヶ年ノ間蒔付畑拾万五千八百八拾壹坪四歩八厘ノ場所ヨリ松木百六拾八万千六百拾五本植越成就仕候処、御見分ノ上精切被思召私共重キ御取立ノ上永世松仕立見縁役被仰付相勤罷在候処、昨年御改正ニ付在役一般御廢止被仰付、其後村方ニテ見縁罷在候得共、村方限リニテハ見縁行届申間敷追々野火入乃至伐荒等出来自然廢山ノ程難計奉存候、旧藩ニテ御物入被下置万民耕作救助之名產ト一統申唱來罷在候、然レハ以來共太切見縁被仰付度奉存候間、恐至極ニ候得共追年ニハ不一方四已内万民為方仕立増成就仕候義ニ御坐候間、右至當ノ御沙汰被仰付度此段奉歎願候、以上、

明治六年八月
組頭
野呂武左衛門
願主
横山宇右工門
青森県権令 菱田重禧殿

〔史料三〕で注目すべき点は二点ある。一点目は、武左衛門自身が村々による仕立や見縁に限界があると考えていたことである。傍線部aでは、村々に対して貞享期以後仕立が命じられ、山守や見縁役が選出されたものの、仕立が全体に行き亘つていなかつたため、安政二年（一八五五）に自分たちへ植林が命じられたと述べている。また傍線部bでは、旧藩時代の役職が廃止となつた後に村々による見縁が行われているが、それだけでは野火入・伐荒が発生し、いざれ「自然廢山」となる恐れがあることを指摘している。

もう一点は、傍線部cにあるように、武左衛門が「屏風山」を「万民耕

作救助之名産」、つまり飛来する潮や砂の被害から、田畠を耕作する全ての人々を救う名産と表現している点である。この文言は、彼が「屏風山」の防風・防砂機能を重要視し、且つそれが農業に従事する地域の人々にとって大事な存在であることを主張するために使用した最も端的な言葉と言えよう。

武左衛門は、村々による仕立や見継がままならない状態にあって、そうした状態のなかでは「万民耕作救助之名産」たる「屏風山」がいざれ「自然廃山」となってしまうことを憂い、見継を再び担わせてほしいと願い出たのである。

この出願に呼応するように、旧廻堰村ほか三四カ村が含まれる第五小区、旧富泡村ほか三六カ村が含まれる第八小区の正副戸長ら四名も同様の願書を提出した⁵²⁾。ここには「屏風山」の繁殖培養を目指すため、かつて新松仕立見継役に就いていた野呂武左衛門・原田忠吉・増田嘉右衛門の三名に「永世見継役」を命じられたとあった。なお、見継料として松枝伐落の一〇分の九は「助情」として村々へ下し、一〇分の一は見継役へ下されたいとしている。

この願書により、同年一二月一日に野呂武左衛門は県から「屏風山」内における野火の発生や盗伐を取り締まる雜木取締に任命され、「屏風山」の見継を再度担うことになった。

(二) 官林払い下げへの抵抗

再び「屏風山」の見継を担うことになつた野呂武左衛門は、青森県下で展開する官林解放運動の波にも対峙していくこととなる。

官林体制の整備とともに、官民有区分も明治八年から九年にかけて行なれていた。当初、比隣郡村が入会慣行の事実を保障していれば民有地に編入されることとなっていたが、明治八年一二月二四日に方針転換がなされ、入会慣行が林・薪などの採取や雜税を納めていただけでは、民有地として認定されないこととなつた。

明治九年には青森県でも官民有区分の最初の査定が実施された。以後県下では官林から民有林への払い下げを求める村々が続出し、大々的な官林解放運動へと展開していくこととなる。⁵³⁾

「屏風山」で官民有区分が着手され、その大部分が官林へ編入されるようになるのは、明治九年一月に「乙第三号同一一号達ニ付山林原野等官民所有區別派出官員心得書」(地租改正事務局議定)が発令されてからである。それ以後、「屏風山」周辺の村々からも官林の払い下げ申請が出されるようになつた⁵⁴⁾。これは、明治二二年一一月に出された「屏風山保護繁殖取締規約」の主旨に、「明治九年山林改正已來嚴整ナ旧時ノ取締法モ自ラ寛弛ニ属セシヨリ、該山ノ何物タルヲ忘失シ濫ニ伐採ノ弊生シ看々廢荒ニ帰セントス」⁵⁵⁾とあることからも窺える。

こうした動きから「屏風山」を保護するため、野呂武左衛門は郡や県に對して請願等を続けていた。以下に示すのは、明治一年一二月一〇日に西津軽郡長伊東正良へ宛てた伺書である。⁵⁶⁾

[史料四]

西津軽郡元藤代組境ヨリ元木造新田富泡村領十三境迄、元^マ録年中ヨリ公費ヲ以松木并諸木植木附ケ屏風山ト名付、是迄厳重取締致罷有候処、近年御改正之際村々ニテモ屏風山ヲ自分仕立山亦ハ村中持山抔ト申唱村所モ有之様ニ奉存候、從來仕立山御役錢上納無之山所ハ不残

屏風山ニ相違無御坐候様ニ被考罷有候間、隨テ此節ハ水ノ害旁々ニテ村々ヨリ助情木抔ト名付願出ル村モ有之趣候得共、屏風山伐木致候テハ何分ハ田畠ノ障害ニ相成候条、各村ヨリ伐木願出候等モ御聞届不相成様ニ致候テ可然哉、此段奉伺候也、

明治十一年二月十日

西津輕郡々長 伊東正良殿

野呂武左工門

西津輕郡屏風山見繼

〔史料四〕によれば、近年「屏風山」内の山々を自分仕立山・持山であると主張する村々が見られ、水害のため「助情木」として伐木を願い出る村々もあつたようである。自分仕立山・持山の請願は、先述の官林から民有林への請願を指していよう。水害は近世から近代にかけて度々氾濫していた岩木川によるものと考えられる。

しかし、野呂武左衛門は「屏風山」からの伐木は、「田畠ノ障害」となつてしまふため、そうした請願が村々からなされたとしても採用しないようにしたいと伺いを立てている。伊東正良はこの伺書を受け、翌年二月二日に許可なく伐木した者がいれば、取り調べのうえ申し出るようにと武左衛門に回答した。⁽⁵⁸⁾

さらに明治一二年八月に、青森県令山田秀典に対しても以下の願書を提出している。⁽⁵⁹⁾

〔史料五〕

元広須木造両組之儀ハ、元來之悪地殊ニ西海岸近ク潮風吹通田畠作毛之障有之組處ニ付、貞享以来私先祖野呂理太夫代広須新田開増及雜木仕立増之砌、新知五拾石被下置雜木仕立奉行ニ被差立屏風山等名付、

上ミ大開村ヨリ下モ富范村領十三境迄公費ヲ以テ雜木仕立方被仰付、

津輕地方の「屏風山」と野呂武左衛門

明治十二年八月

青森県令 山田秀典殿

西野合雜木取締

野呂武左工門

〔史料五〕傍線部aにある「明治八年御改正」とは、同年から本格的に開始される官民有区分のことを指していると考えられ、「保護繁殖取締規約」の主旨に記されている文言を勘案すると、その後「屏風山」周辺でも払い下げの請願が後を絶たなかつた状況が窺える。

ところが野呂武左衛門は、「屏風山」から伐木されれば海から風が直接

吹きつけてしまい、潮や砂が飛来して田畠一円に支障を来してしまうことを危惧している。それを踏まえ、払い下げが実行されれば村々による伐木は必至であるので、そうした要求は受け付けないようにしてほしいと願い出たのであつた。また傍線部bでも、彼は「屏風山」を「万民耕作救助ノ名産」と位置づけている。なおこの願い出に対し、県令の山田秀典がどう回答したのかは不明である。

以上、ここまで野呂武左衛門が明治に入つてから「屏風山」といかに関わってきたのかを見てきた。武左衛門によれば、かつての広須・木作新田にあたる地域一帯は、西海岸から潮風が吹き付け、田畠の耕作に障害を来る「悪地」であった。それ故「屏風山」が造成され、武左衛門にとつてそれは「万民耕作救助之名産」と形容される存在だった。

しかし一方で、これまでの経験から武左衛門は村々による仕立・見継には限界があるとも考えていた。彼が見継役を離れてからは、村々による見継が行き届いているとは言えない状況にあり、官林の払い下げが実行されれば、地元の村の者たちによつて伐り荒らされてしまうことが想定された。なお、「史料四」の願書が出された後、明治二年四月四日には西津軽郡館岡村の者を中心とした一七一名の署名・連印で「屏風山」の取り締まりに関する条項が定められた。⁽⁶⁰⁾ これは、笹柴を刈り取らないようにする、見継役へ上納する木以外は村への配分とするなど四条の定で構成されている。また、「徒伐」をした者は損失金三円を村へ差し出し、その代金は植林費用に充てることも定められた。このように、村々によつて「屏風山」の取り締まりに関する条項が定められるようになつたのは、野呂武左衛門による動きが大きく影響していたと考えられる。

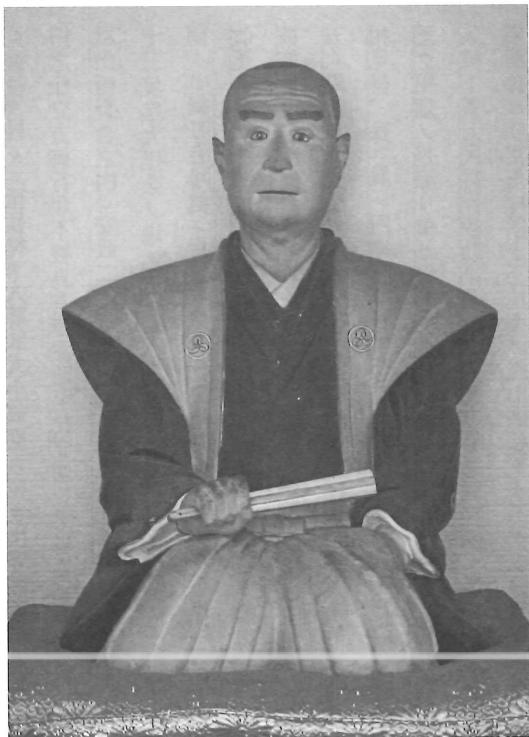
その後「屏風山」周辺の村々は、明治二三年・同一六年・同二〇年の三

回に亘り、「屏風山」の無料拝借願を地方庁および県に提出した。これは「屏風山」の荒廃を憂慮した村々が、独自に保護繁殖方法を設け、その費用はすべて各村で負担することを申し出たものであり、明治二二年に漸く許可されている。⁽⁶¹⁾ 同年一月には、「一切民費ヲ以テ」西津軽郡長に「屏風山」の保護・増殖を委託したいと県に対し出願した「屏風山保護繁殖取締規約」⁽⁶²⁾ が、高橋正一ら一一名によつて提出された。これら拝借願や規約の制定にあたつて、村々は野呂武左衛門を屏風山無料拝借御願委員や屏風山保護取締規約草案委員に推挙している。⁽⁶³⁾

村々の推挙を受けて、野呂武左衛門が実際に委員となつたのかは史料上明らかではない。しかしここからは、「屏風山」の保護に際して、村々が武左衛門に信頼を寄せていたことが窺える。

無料拝借願、および「屏風山保護繁殖取締規約」に関しては、その「真

写真1 野呂武左衛門木像



洪福寺(青森県つがる市館岡)所蔵(筆者撮影)

意」が官林の解放願であつたとする見解もある。⁽⁶⁴⁾しかし、村々がこうした動きに野呂武左衛門を関わらせようとしていたことに鑑みると、無料拝借願や規約の制定の目的は「屏風山」の保護にあり、官林の払い下げを意図したものではなかつたと考へる。

「屏風山」の保護に尽力した野呂武左衛門は、明治三五年に六六歳で死去した。彼は洪福寺⁽⁶⁵⁾（現青森県つがる市館岡）に埋葬され、同寺には彼の木像も安置されている（写真1参照）。

おわりに

以上、本稿では近世から近代にかけての「屏風山」と九代目野呂武左衛門との関わり、そして彼の「屏風山」に対する認識を検討してきた。

青森県では近代に入つてから官林解放運動が大々的に展開するようになる。それ故、従来の「屏風山」に関する研究も、官林および国有林の払い下げや開発に至るまでの過程に注目されて進められてきた面もある。しかし、明治期に入つてからの野呂武左衛門の動きは、当時県下で活発となつていた官林の払い下げから「屏風山」を守ろうとするものであつた。

野呂武左衛門は、「屏風山」への植林が開始された天和から宝暦期に至るまで代々「屏風山」の植林に携わった野呂家の九代目として誕生し、「屏風山」が広がる広須・木作新田周辺地域の気候・風土、およびそこで暮らす人々の生業を直接知ることのできる立場にあつた。だからこそ、彼は当該地域における「屏風山」の重要性を認識し、これを「万民耕作救助之名産」と表現したのだろう。さらに、武左衛門は村々による仕立や見継に限界があることも実見しており、藩によつて登用されたことを契機として、

以後明治期に至るまで一貫して「屏風山」の増殖と保護に尽力するようになつたのである。

近世・近代を通じて山林が持つ水源涵養・防風機能などを重視していた人物は全国各地に存在しており、野呂武左衛門もその一人であると言えども、特に武左衛門は、山林の解放のみが地域に益をもたらすものではないと考え、その土地に適合した山林の役割を踏まえて活動していたことが明らかなである。

山林が果たす役割は、その土地の風土や人々の生業によつてそれぞれ異なる。また利用のあり方についても、木を伐採・加工するものもあれば、災害から人々を守る形態のものもあり、その姿は多様である。弘前藩領の山林を扱つた研究で、このことがこれまで十分に検討されてきたとは言い難い⁽⁶⁷⁾。

今回は「屏風山」の植林に携わつた野呂武左衛門を中心に考察を加えたが、今後は領民側の「屏風山」認識を視野に入れながら、地域において山林が果たしてきた役割をより一層考察していきたい。

註

(1) 太田猛彦「森林飽和」（NHK出版、二〇一二年）、徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学Ⅱ』（東京堂出版、二〇一五年）、柳谷慶子「近世東北に成立した海岸防災林」（東北史学会・福島大学史学会・公益財團法人史学会編『史学会一二五周年リレーシンボジウム一二〇一四 東北史を開く』、山川出版社、二〇一五年所収）など。

(2) 下中邦彦編『日本歴史地名大系二 青森県の地名』（平凡社、一九八二年）、六一二頁などを参照。

(3) 白河太郎『帝国林制史』（有隣堂、一九〇二年）。
遠藤安太郎『日本山林史 保護林篇上』（日本山林史刊行会、一九三四四年）。

- (5) 佐藤公知「屏風山は語る—防風・防砂・穀倉の生命線—」(佐藤公知編『西津軽郡史』、津軽郡史編集委員会、一九五四年、八一三～八一六頁所収)。
- (6) 菅井睦生「屏風山植林史」(弘前大学国史研究)三五、一九六四年)。
- (7) 松原邦明「国有地入会の典型としての屏風山の権利関係に関する研究—屏風山北部を中心として—」(弘前大学教育学部紀要A)一九、一九六八年)。
- (8) 立石友男a 「津軽屏風山国有林の成立とその解放—官地民木林についての事例的研究—」(日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要(地理)八、一九七三年)、b 「日本海北部海岸砂丘における砂防植栽」(徳川林政史研究所研究紀要昭和五一年度、一九七七年)。
- (9) 工藤睦男「津軽屏風山における盜伐者の処分についての一考察」(弘前大学教育学部紀要)三八、一九七七年)、嶋祐三「屏風山植林(史)を伝える文献の検討と広須新田の三人の獵師の足跡を追い求めて—地域を掘る—」(私家版、二〇〇八年)など。
- (10) 前掲『徳川の歴史再発見 森林の江戸学II』、四〇～四三頁参照。
- (11) 野呂武左衛門個人を扱つたものとして、高園和郎「野呂武左衛門伝—津軽の砂丘屏風山を守り育てた功績—」(大日本山林会編『明治百年林業先覚者群像』)大日本山林会、一九六八年所収)があるが、高園氏は武左衛門による「屏風山」の植林過程と来歴を紹介するに止まっている。
- (12) 弘前藩では、新田開発のことを「派立」(はだち)と称していた。そのうち開発を申し立てた小禄の家臣へ開田の許可を与え、現地の者に土地を開発させ、それを知行として認める形態を「小知行派立」と言っていた(長谷川成一『弘前藩』吉川弘文館、二〇〇四年、四七頁参照)。
- (13) 菅井氏前掲註(6)論文、三一頁参照。
- (14) 「封内事実秘苑 卷第六 信政公之三」(弘前市立弘前図書館八木橋文庫所蔵)。
- (15) 前掲長谷川著書、四八頁参照。
- (16) なお、木作新田は元禄二～三年にかけて広須新田から独立した。行政単位としても扱われ、享保二年には「屏風山」周辺の村々が木作新田へ属すこととなつた(前掲『日本歴史地名大系二 青森県の地名』、六一～一頁参照)。
- (17) 「天保十五年 野呂喜太郎由緒書」(資料)、三九〇頁)。
- (18) 菅井氏前掲註(6)論文、前掲『徳川の歴史再発見 森林の江戸学II』参照。
- (19) 以上については、「元文二年 野呂理太夫由緒書」(資料)、三八九頁)、「天保十五年 野呂喜太郎由緒書」(同前、三九〇～三九一頁)。
- (20) 「明和六年 工藤安之丞由緒書」(資料)、三九七頁)、「天保十五年 野呂喜太郎由緒書」(同前、三九六～三九七頁)。
- (21) 「元文三戊午ノ年 広須新田新仕立山江諸木并指柳共木數改書上ヶ覺帳」(資料)、四〇三～四〇六頁)、「元文四巳未年 広須新田新仕建山江諸木并指柳共改書上ヶ覺帳」(同前、四〇七～四〇九頁)、「元文五庚申年 広須新田新仕立山江諸木并指柳共植付ケ木數改書上帳」(同前、四〇九～四一三頁)、「寛保元辛酉年 広須新田新仕立山江諸木并指柳共植付ケ木數改書上ヶ帳」(同前、四一三～四一八頁)、「延享二乙丑年ヨリ新仕立山諸木改帳」(同前、四三〇～四三五頁)。
- (22) 「延享二乙丑年ヨリ新仕立山諸木改帳」(資料)、四三四頁)。
- (23) 「屏風山」という名称がいつから使用されているのかは不明だが、少なくとも文化期の藩政史料中には「屏風山」という語句が登場している。
- (24) 宝曆改革においては領内の山林資源の枯渇が問題とされ、宝曆三年一二月に山師と癪着していた山役人が全て解雇され、翌年二月には諸山の管理を山下村に任せられる方針が打ち出された(長内鉄也「津軽藩林政と入会地について〔下〕」『弘前大学国史研究』二二、一九六〇年)、四二頁などを参照)。
- (25) 「弘化二年 彦左衛門 木作新田丸山・南廣森貳ヶ村諸木仕立書上帳」(資料)、四四一～四四三頁)。
- (26) 「田山館山見繼山元帳」(国立公文書館つくば分館所蔵)のうち、木作新田のものを見参照。
- (27) 「御国日記」(弘前市立弘前図書館所蔵)、文化二一年九月二五日条。
- (28) 「山方御用留」(弘前市立弘前図書館所蔵)、天保一三年一〇月二八日～安政六年一〇月二一日までの記述を参照)。
- (29) 黒瀧秀久「弘前藩における山林制度と木材流通構造」(北方新社、二〇〇五年)、長谷川成一「近世後期の白神山地・山林統制と天明飢饉を中心に」(白神研究)三、二〇〇六年)などを参照)。
- (30) 「田山館山見繼山元帳」(国立公文書館つくば分館所蔵)のうち、木作新田組の

ものを参照。

- (31) 前掲註(27)と同じ。
- (32) 前掲「御国日記」、天保四年八月二一日条。
- (33) 同前、天保一年一二月二四日条。
- (34) 同前、天保一四年四月一一日条。
- (35) 前掲「山方御用留」。
- (36) 同前、同項。
- (37) 同前、安政四年三月の項より。
- (38) 北嶋祐二『弘前藩の漆行政』(私家版、二〇一〇年)、一七九頁。
- (39) 同前、一八九頁(一九〇頁)。
- (40) 前掲「山方御用留」。
- (41) 同前。
- (42) 同前。
- (43) 「天保十五年野呂喜太郎由緒書」(『資料』、四四〇~四四一頁)。
- (44) 「明治十八年野呂武左衛門先祖初代ヨリ由緒取調」(『資料』、四四〇頁)。
- (45) 木作新田森田村の素封家で、後年深く仏門に帰依し、森田村に淨業寺を創建、住職を介して布教をする傍ら、綠化愛林思想の普及に努めたとされる人物(青森県人名事典編さん室編『青森県人名事典』東奥日報社、一九六九年、五五三頁)。なお、忠吉の子原田豊太郎は、野呂武左衛門とともに明治一五年の山林共進会で二等賞を受賞している。
- (46) 『資料』、四六三~四八一頁所収。
- (47) 「明治十八年野呂武左衛門先祖初代ヨリ由緒取調」(『資料』、四五五頁)。
- (48) 前掲「山方御用留」。
- (49) 同前。
- (50) 「新編弘前市史」編纂委員会編『新編弘前市史通史編四(近・現代一)』(弘前市企画部企画課、二〇〇五年)、一一~一二頁。
- (51) 「大四大区五小区大四大区八小区村々屏風山新加仕立之儀ニ付願」(『屏風山取調書』(国立公文書館つくば分館所蔵)所収)。
- (52) 前掲「屏風山取調書」所収。
- (53) 同前。
- (54) 赤池慎吾「青森県津軽地方における官地民木林の史的展開過程」(『東京大学農学部演習林報告』一二一号、二〇〇九年)、一八五頁参照。
- (55) 立石氏前掲註(8)-a論文、六四頁。
- (56) 「屏風山御委托之儀ニ付願」(弘前市立弘前図書館所蔵)。
- (57) 「伺」(前掲「屏風山取調書」所収)。
- (58) 同前。
- (59) 「西津軽郡元第四大区五小区八小区村々屏風山新吉松仕立山之儀ニ付願」(前掲「屏風山取調書」所収)。
- (60) 「屏風山取締之義ニ付村方協議之上締書」(前掲「屏風山取調書」所収)。
- (61) 立石氏前掲註(8)-a論文、六五頁。
- (62) 前掲『青森県人名事典』、付録八頁の「青森県内の歴代市町村長」によれば、高橋正一は明治一六年から同三年一月一〇日まで稻垣村村長を、明治三五年七月二日から同月一五日まで木造町の町長を務めている。他にも、委員となつた人物には「屏風山」周辺村々の村長たちが名を連ねた。
- (63) 前掲註(1)高園氏論文、二二頁参照。
- (64) 立石氏前掲註(8)-a論文、六五頁。
- (65) 野呂武左衛門は曹洞宗に深く帰依していたようで、同寺は明治一九年(一八八六)、彼によって創建された(高園氏前掲註(1)文献、二二頁参照)。
- (66) 例えば、尾張藩では砂留林の普請に尽力した水野千之右衛門、熊本藩では水源涵養を目的として植林を行つた御山支配役の木原才次、明治期に天竜川の治水事業を行つた金原明善などが挙げられる(前掲『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』参照)。
- (67) この点に注目したのが、徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』(東京堂出版、二〇一二年)や、前掲『徳川の歴史再発見 森林の江戸学II』である。例えば明治二五年三月に、かつての廻堰村と妙堂崎村の者一〇二名は「屏風山」に関する規約の費用賦課方法に関して不服申立を行つており、彼らはそのなかで

津軽地方の「屏風山」と野呂武左衛門

一四八

〔付記〕

史料の閲覧に当たつて、弘前市立弘前図書館、国立公文書館つくば分館の方々には大変お世話になりました。また、洪福寺住職の工藤俊堂氏には、野呂武左衛門の木像などを撮影するに当たり格別なご配慮を賜りました。末筆ながら、記して御礼申し上げます。

「木造地方屏風山ト其レ仕立ヲ異ニス」と主張している(前掲「屏風山取調書」)。こうした藩領民同士、或いは藩と領民との間での認識のずれが、近代に入つてから県下で大々的に展開する官林解放運動にも影響していると筆者は考えているが、これについては別稿を期したい。